



特集記事 | Feature Article

巻頭言：特集『再生可能エネルギーの施設立地がもたらす景観
紛争—北杜市の持続的発展に向けた対話の試み』の刊行に寄せて

Prefatory Note: Toward a Better Understanding of Renewable Energy Facility Siting and its Environmental Impact

鈴木晃志郎（富山大学・准教授）

Koshiro SUZUKI, Ph. D. Associate Professor, University of Toyama

2011年3月に起きた東日本大震災と福島第一原発の事故は、日本のエネルギー政策を根本から揺さぶった。ちょうどその頃、民主党政権のトップに立っていた菅直人は、総理大臣としての任期の終わりに脱原発を掲げ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定期間、一定額で電力事業者が全量買い取るよう義務づける『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』（平成23年8月30日法律第108号）を退陣条件のひとつにして、これを2011年8月26日の衆院本会議で可決・成立させた。

1990年代以降、「環境にやさしい」エネルギーとして風力発電を推進してきたオランダでは、その思わざる副作用として、発電施設の騒音や低周波振動、眺望汚染を含む景観破壊が問題となっている（Kahn 2000, Wolsink 2000, Agterbosch *et al.* 2009）。再生可能エネルギーを推進する方向に国家的な舵が切られれば、その普及に大きな追い風となることは自明であり、関連施設の立地展開によって新たなNIMBY問題が生じる可能性を予測することも、そう難しくはない（鈴木 2011）。しかし、これほど急速に問題が顕在化することは、正直なところ想定していなかった。

図1は水力を除く主な再生可能エネルギーの発電電量の推移を2003年以降10年間、年度別に表示したものである。これによると、2013年度の太陽

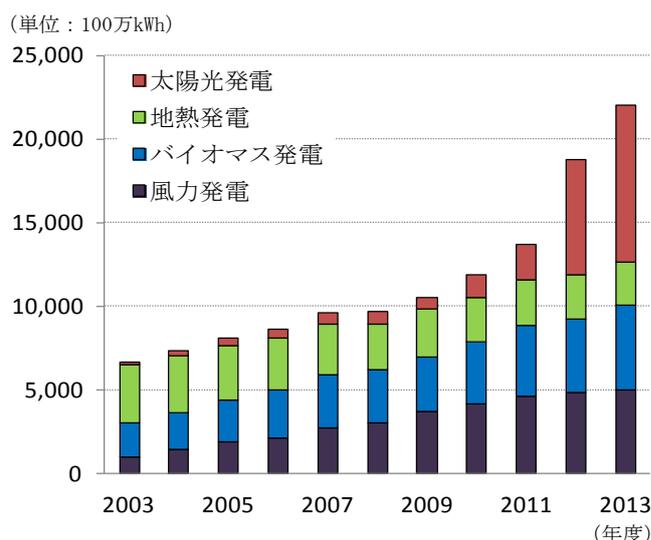


図1. 主な再生可能エネルギーの発電電量推移
(日本エネルギー経済研究所 2014 等により作成)

光発電の発電電量は2011年度比4.35倍にあたる93億920万kWhで、地熱（約0.96倍）、バイオマス（約1.20倍）、風力（約1.08倍）と比べても明らかに突出している。太陽光発電の普及において、上記の再生可能エネルギー特別措置法がいかに強い追い風になったかを如実に示している。

日本一の日照時間を謳う山梨県北杜市は、地元自治体によって2000年から「新エネルギー」を推進する政策がとられてきた町である（山梨県北杜市 2006）。雨の少ない内陸性の気候条件と所与の政策的な後押しとが相俟って、同市ではここ2年ほどの間に太陽光パネルの設置件数が急増し、地域に新たな緊張をもたらしている（写真1）。この



写真 1. 造成地に隣接する住民の立て看板 (左)



道路沿いに設置された太陽光パネルの例 (右)

(いずれも 2015 年 7 月 筆者撮影)

事態を知り、2015年7月に現地を視察した筆者は、問題が顕在化していくスピードの速さに驚きを隠せなかった。そして、これまで自身がそうしてきたような「調査」→「学会発表」→「論文公表」という伝統的な手続きに則っては、この問題について自身を含む学界が何らかの定見をもち、態度や見解を表明する前に、事態は回復不可能なまでに進展してしまうのではないかという危惧の念を覚えた。いま北杜市で顕在化しつつある問題は、遠からず全国に拡大するであろう未来の課題の縮図であり、此処において早急に、対話と合意形成に向けた適切な試みをなすことは、この上ない社会貢献となり得ると考えた。

また現地調査の際に話を伺った方々は各々、確固たる理念のもと、当方の想像以上に様々な試みをし、情報を収集していた。私はむしろそうした当事者に感情的になることなく各々の見解を表明しあう場を提供し、必要なサポートをすることの方が、この課題を乗り越えるにあたって重要なのではないかと考えるようになった。既往の学術誌とは異なり、高い速報性と非会員に開かれた門戸、広い学際性をもち、専門家レベルの新規性や厳密性、学術的価値を要求しない本誌なら、そのプラットフォームを提供できる。これが本特集を企画するに至った1つめの理由である。

もう1つの理由は、こうした問題を単なる善悪

や二者択一の議論の陥穽に落とし込まないように交通整理を行い、より良い対話と合意形成のための「お手伝い」ができないかと考えたことにある。迷惑施設立地への拒否反応として現れる NIMBY を研究してきた学者たちは、やがて迷惑施設に対する NIMBY は認知的歪みやヒューリスティクスによってもたらされること、誤解や相互不信を克服するためにはリスク・コミュニケーションや合意形成の手続きが必要であることを知るようになった。迷惑施設立地問題は、「はからずも迷惑施設立地をめぐる避けがたく当事者として問題に向き合うことになった事業者と行政、地域住民間の公正さに基づく信頼関係の問題」(鈴木 2015: 8)なのであり、必要なのはその舵取り役としての我々の公正な姿勢なのではないかということである。

かつて環境正義が謳われ、環境社会学が華々しく登場したとき、その視線の先には(悪代官役としての行政や悪徳商人役としての企業など)明確な仮想敵があった。研究者は誰の目にも明らかな社会的弱者の側に敢然と立ち、舌鋒鋭く欺瞞を告発していればよかった。しかし、高度成長が終わり、関連法制度が厳しさを増し、企業が CSR を意識し、エコや個人の権利に関する市民の意識が格段に向上した今日、彼らがなお強大な権力を持つ問答無用の「仮想敵」や「強者」であり続けてい

るかは大いに疑問である。いま我々が眼前の「仮想敵」に為そうとするその言論は、単に彼ら「を貶め、抵抗できなくさせる行為」(Burningham 2000)ではないのか。自らのペンに潜む暴力性に、我々は努めて敏感になるべきである。

彼らを構成するのもひとりの生活者であり、それぞれに信念・理念を持って事業に取り組んでいるはずである。我々が為すべきなのは、ともすれば悪役としてのスティグマを押されがちな立場の人々へも対等な発言機会を提供するプラットフォームの構築であり、その行為を通じて彼ら一人一人からこの議論の場に対する信頼を得ることであり、機会の提供を通じて相互理解と熟議への道を開くことではないか。いわば「誰も悪者にしない」ことから、未来に向けた対話が始まることを、当方は望んでいる。

幸い、本特集のこうした趣旨に賛同し、「議論と相互理解、対話のきっかけづくりに役立てていただければ」と、立場を異にする当事者の方々から7本のご寄稿を得ることができた。その何れもが、北杜市の持続可能な未来に向けてそれぞれのビジョンを抱き、それぞれの領域で精一杯に貢献されてきた方々であることは、各々のご寄稿をご一読いただければたちどころに諒解していただけるものと思う。現在進行形の問題について、当事者の立場から(実名で)意見表明をしていただくという極めて難しい依頼であったにもかかわらず、快く本特集へのご寄稿をお引き受けいただいた執筆者の皆さまに、改めて深く感謝と敬意の念を表したい。当事者から寄せられたこの貴重な声が、関係者は無論この問題に関心を寄せる全ての人々の対話と相互理解の礎石として役立てられていくことを、心より願ってやまない。

以上の通り、本特集は当方が執筆を依頼した記事によって特集としての最初の形をなしている。しかし同時に、今後各地で顕在化するであろう「再生可能エネルギー」やその施設立地による「景観」改変の問題を、多方面から議論していただくこと

を目的にした未完の特集でもあることを、この場でお伝えしておきたい。

本誌は3年前の電子化によって、印刷・製本にかかわる費用一切を削減した電子ジャーナルである。経費負担をなくすことで、所属や役職、専門分野に関係なく、誰もが自由に投稿することのできる学術誌へと生まれ変わった。紙媒体の雑誌とは異なり製本されることもないため、投稿論文は全て随時受付・審査・掲載する形がとられ、これが極めて高い速報性を実現している。こうした本誌のもつ長所を最大限に活かし、誌上で“熟議型民主主義”の場の創出を試みるのが、この特集のもう1つの狙いである。

本特集記事をご覧になった全ての読者諸兄にお伝えしたい。お読みになったあなたの、この問題に対する意見表明の窓口は常に[開かれている](#)ことを。それは当該問題に対する調査や分析結果の披露・提供でも、当事者としての心情の吐露であっても良く、特集号のテーマに関する新たな論点の提示や関連領域の専門家としての提案であっても構わない。上記いずれかのキーワードと関わりのある原稿はできるだけ幅広く歓迎し、投稿規定に照らして、できるだけ前向きに掲載を検討させていただくこととしたい。またその性質上、編集委員会において相当の事情が認められれば、匿名での投稿も可能である(責任ある投稿を確保するため、本人確認はさせていただく)。ただし、本特集号に頭名で原稿を寄せてくださった執筆者は、当事者ではあっても必ずしも議論の専門家(研究者やジャーナリスト)ではないことには留意が必要である。我々はあくまで彼らの言の中から、この問題を考える上でのヒントを頂くに留めるべきであり、市井の方々を公の場で議論に引きずり込むのは暴力的である。ゆえに、本特集号の執筆者各氏を名指しして更なる議論に巻き込む(批判・反論を寄稿する)ことはご遠慮いただきたい。

前例のないこの誌上での“熟議型民主主義”の試みが、電腦空間上にひとつの公共圏として形を

なすのかは、当方にも未知数である。しかし、こうした試みが、研究者や学界にとって1つの地域貢献のあり方のモデルケースとなることがあるなら、それは望外の喜びである。電子ジャーナルの利点を生かし、地域の課題解決に向けた対話や議論の場として貢献を果たすことこそ、本誌の究極の目標に他ならない。本特集号に今後、意見表明や議論を寄せてくださる全ての方々のご英断とご見識に、あらかじめこの場をお借りして深く謝意を表したい。

なお、本特集のテーマに関し、本誌への投稿をこれから検討なさる方々には、以下の点には特に留意していただくよう要望する。

- (1) あなたがそうするように、相手もより良い地域の明日のため、敢えて名乗り出て意見表明をしている同志である。このことを念頭に、常に相手への敬意をもって接すること。
- (2) ネガティブな批判は、建設的な代案とセットで行うこと。「ここがダメだ」ではなく「こうすれば良くなるのではないか」と、代わりの提案を示すよう努めること。
- (3) 個人・人格攻撃をしない。批判は、あくまでも書いた人にではなく、書かれた意見や示されたデータに対してのみ行うこと。
- (4) 悪口や罵詈雑言、根拠を伴わない誹謗中傷、憶測や風説の流布を慎むこと（このような内容を含む原稿は、掲載拒否に繋がります）。
- (5) 学術雑誌の作法（書き方）に対する知識が投稿者のハードルとなるのを避けるため、研究者以外のご寄稿に査読は適用しない。これに代わって、ご投稿いただいた原稿は、当編集委員会で校正を行い、文章表現や体裁など、学

術データベース上での公開に最低限必要な加除修正の支援をさせていただく。投稿者の皆様にはこの点、悪しからずご了承頂きたい。

文 献

- 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編 2014.『エネルギー・経済統計要覧』. 省エネルギーセンター.
- 鈴木晃志郎 2011. NIMBY 研究の動向と課題. 日本観光研究学会全国大会論文集 26: 17-20.
- 鈴木晃志郎 2015. [NIMBY から考える「迷惑施設」](#). 都市問題 106(7): 4-11.
- 電気事業連合会統計委員会編・経済産業省資源エネルギー庁電力ガス事業部 2013. 『電気事業便覧平成 25 年版』. 日本電気協会.
- 山梨県北杜市 2006. 北杜市地域新エネルギービジョン.
- Agterbosch, S., Meertens, R.M. and Vermeulen, W.J.V. 2009. [The relative importance of social and institutional conditions in the planning of wind power projects](#). *Renewable & Sustainable Energy Reviews* 13(2): 393-405.
- Burningham, K. 2000. [Using the language of NIMBY](#). *Local Environment* 5(1): 55-67.
- Kahn, R.D. 2000. [Siting struggles](#). *The Electricity Journal* 13(2): 21-33.
- Wolsink, M. 2000. [Wind power and the NIMBY-myth: institutional capacity and the limited significance of public support](#). *Renewable Energy* 21(1): 49-64.

(投稿：2015年7月26日)

(受理：2015年7月27日)